

介護サービス科 学則

目的

介護職員初任者研修課程による職業訓練をとおして、同資格取得をすることにより再就職を目指すことを目的とする。

研修名及び課程

岩手県立宮古高等技術専門校 日本版デュアルシステム訓練
釜石・遠野地区 介護サービス科 介護職員初任者研修課程

実施場所

遠野高等職業訓練校（職業訓練法人 遠野職業訓練協会）
〒028-0502 岩手県遠野市青笹町中沢 8-1-8 TEL/0198-62-6310 FAX/0198-62-6366

研修の要旨

- 研修形態 : 昼間・通学
募集期間 : 平成 29 年 1 月 4 日（水）～2 月 16 日（木）
選考会 : 平成 29 年 2 月 21 日（月）10：00～
訓練期間 : 平成 29 年 3 月 1 日（水）～6 月 30 日（金）
・内、介護職員初任者研修課程期間
平成 29 年 3 月 3 日（金）～4 月 20 日（金）
計 142 時間 及び修了試験（5 月 2 日予定）
- 定員 : 15 名
受講料 : 受講料は無料とし、一部教材費（計 6,069 円 介護用テキスト）の実費負担あり。
受講資格 : 受講開始日において、次のいずれかに該当する者
・公共職業安定所に求職申し込みをしている者
・公共職業安定所長から職業訓練の受講指示又は受講推薦を受けた者
・心身ともに健康で、介護職員として再就職を希望する者

受講者の確認

訪問介護員の仕事は、要介護者の居宅に入り、本人に直接接して介護を行うものであり、利用者との信頼関係の構築が重要であることから、受講者の本人確認を以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本、若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示 等

受講者の決定

上記受講資格を満たす者及び、本人確認が認められた者の中から、筆記・面接選考等により釜石公共職業安定所及び釜石公共職業安定所遠野出張所と職業訓練法人 遠野職業訓練協会及び岩手県立宮古高等技術専門校との協議の上決定し、釜石公共職業安定所及び釜石公共職業安定所遠野出張所が受講の指示を行う。

カリキュラム及び使用する教材

- カリキュラム 別紙1（第5条第1項関係）岩手県介護職員初任者研修課程カリキュラム及び、別紙2（第5条第2項関係）各科目の到達目標、評価、内容のとおり
- 使用する教材 介護労働安定センター発刊 介護職員初任者研修テキスト（6,069円）

受講手続き

受講希望者の受け付けは釜石公共職業安定所及び釜石公共職業安定所遠野出張所窓口にて行う。

修了認定

1. 出欠の確認方法

- ① 各教科の開始前に出欠確認を行う。（出席の場合は、担当者が出席カードに押印し証明）
- ② 研修期間中にやむを得ず遅刻・早退・欠課する場合には、事前又は事後に必ず届出書を提出する。

2. 成績の評価方法

- ① 全科目の修了時に、「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」及び別紙2において科目別に定める「到達目標・評価の基準」に基づき、各受講者の知識・技術の習得度を評価する。

<修了試験>

- ・実施方法：筆記試験
- ・実施日：平成29年5月2日（火）※予定
- ・実施時間：14：00～15：30 計90分
- ・評定内容：100点満点／1問2点×50問

- ② 修了評価の内容は、（様式7）修了評価の方法のとおりとする。

※ただし、科目の範囲が広いことから、講義については、毎時間、各担当講師から口頭質疑またはテキストの付属問題を使用し、各科目の理解度、習得度、学習の成果について判定し、必要に応じては課題やレポートを出すなど、修了試験の支援をする。

- ③ 認定基準に満たない者に対しては、直ちに再指導を行い、基準に到達するまで再評価を実施する。

- 3. 「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」内で行われる各技術の演習については、各細目ごとに目標・評価の指針に対する理解度、技術の習得度の確認を担当講師が行い、評価内容に関しては日誌に記述し記録を残す。

また、講師が必要と判断した場合は、個別に補講を行う。その他詳細は（様式7）修了評価の方法のとおりとする。

- 4. 修了評価に係る補講は無料とする。

- 5. 介護職員初任者研修課程修了証明書の発行は、修了試験合格時とし、岩手県立宮古高等技術専門校 離転職者等再就職訓練事業 介護サービス科の修了とは別とする。

補講の取り扱い

研修の一部を欠席した者で、当協会がやむを得ない事情があると認めた者は、補講等を行うことにより、当該科目を修了した者とみなす。

講師による補講は有料とし、1時間3,000円とする。

なお、補講（演習を含む）の取扱いは別紙8（第12条第3項関係）「補講等の取り扱い」のとおりとする。

受講者の個人情報の取り扱い

受講生の個人情報の取扱いは職業訓練法人 遠野職業訓練協会にて行い、受講生の同意なしに訓練関係機関以外の第三者に個人情報を提供しない。

<訓練関係機関>

- ・岩手県立宮古高等技術専門校
- ・ハローワーク
- ・学科担当講師

施行細則

1. 研修日程表による研修時間数以外に、当協会独自の講義・演習・実習を実施することができる。
2. この学則に必要な細則及びこの学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当協会が定めることができる。
3. 受講生は、研修において知り得た利用者やその家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らすことがないように、「個人情報の取り扱いに関する誓約書」において、職業訓練法人 遠野職業訓練協会との間で締結する必要がある。